

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十三日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第七号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の部中「都市技術審議官」を「都市建築技術審議官」に改め、

課長
担当課長
政策監（人事委員会の定めるものに限る。）

を

課長
担当課長
減災対策推進担当課長
土砂法指定推進担当課長
政策監（人事委員会の定めるものに限る。）

に改め、

農業技術指導所	所長	三	種
広島ヘリポート管理事務所	所長	三	種
文書館	副館長	四	種

を

農業技術指導所	所長	三	種
文書館	副館長	四	種

に改め、

同表教育委員会の部中

課参	与長
----	----

附則

を

課参	与長
----	----

に改める。

この人事委員会規則は、平成二十七年四月一日から施行する。